

第51期 中間報告書

(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)

株主の皆様へ



株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第51期中間報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、当社の会計事務所事業部門では、栃木本社、システム開発研究所、TKCインターネット・サービスセンター、東京本社および全国で56都市に設置するSCGサービスセンターならびに9都市に設置する統合情報センターを拠点として、財務会計システムや税務情報システム、会員事務所の関与先企業を対象とするFXシリーズ等の自計化システムの充実に努めてまいりました。また、連結会計、連結納税、国税と地方税の電子申告等のシステムの普及による会計事務所市場の拡大を図るとともに、中堅・大企業市場の開拓、法科大学院向けの教育学習支援システムの普及等にも取り組んでいます。

一方、地方公共団体事業部門においては、栃木本社および全国で11都市に設置する営業所を拠点として、行政効率の向上による住民福祉増進に資するクラウドサービスの活用支援を強化するとともに、社会保障と税の一体改革などに係る制度改正にもいち早く対応し、新規顧客の拡大とコンサルティング・サービスの充実に努めてまいりました。また、マイナンバーカードやマイナポータルなど新たな社会インフラを活用した電子行政サービスなどについて調査・研究・開発にも取り組んでまいりました。

こうした活動の結果、当中間期における当社連結グループの経営成績は、売上高30,207百万円（前期比1.7%増）、営業利益4,758百万円（前期比8.3%減）、経常利益4,870百万円（前期比7.3%減）、そして、親会社株主に帰属する四半期純利益3,306百万円（前期比1.7%減）となりました。なお、中間配当金につきましては、1株につき40円とさせていただきます。

第51期下期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客様の事業を成功に導く新しいソフトウェア製品の開発とサービスの一層の充実に努めてまいります。

つきましては、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月

代表取締役社長 角 一幸

目次

株主の皆様へ	1
会社の現況	2
中間連結貸借対照表	10
中間連結損益計算書	12
中間連結キャッシュ・フロー計算書	13
会社概要	14
役員 の 状 況	16
株主MEMO	17

本社ビル



会社の現況

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人及び税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの2つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ①TKC統合情報センター（全国9都市）によるコンピュータ・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イントラネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティー・サービス
- ③パソコンまたはクライアント・サーバに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ユーザに対する総合的な教育研修サービス

2. 当第2四半期の事業内容と経営成績

株式会社TKCおよびその連結子会社等5社を含む連結グループの当第2四半期連結累計期間（以下、当第2四半期）における経営成績は、売上高が30,207百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）1.7%増）、営業利益は4,758百万円（前期比8.3%減）、経常利益は4,870百万円（前期比7.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,306百万円（前期比1.7%減）となりました。

その主たる要因は、会計事務所事業部門および地方公共団体事業部門の両部門においてクラウドサービスの受注が順調に伸展したものの、地方公共団体事業部門において前期にあったマイナンバー制度開始に伴う住基システムの改修が当期はなかったことなどが挙げられます。

当第2四半期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

3. 当社グループの第2四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

①会計事務所事業部門における売上高は20,632百万円（前期比3.8%増）、営業利益は3,993百万円（前期比10.3%増）となりました。

②コンピューター・サービス売上高は、前期比4.5%増となりました。これは、前期に引き続き中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」およびマイナンバーの適切な管理を支援する「PXまいポータル」、ならびに「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」などのクラウドサービスのユーザー数が伸展したことによるものです。

③ソフトウェア売上高は、前期比5.3%増となりました。これは、FX4クラウドお

よび「e21まいスター」、相続税や年末調整等の税務申告システムのユーザー数が伸展したことによるものです。

④コンサルティング・サービス売上高は、前期比9.2%減となりました。これは、FX4クラウド等のユーザー数が伸展したことに伴い、クライアント/サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウェア保守料収入が減少したことによるものです。

⑤ハードウェア売上高は、前期比6.2%増となりました。これは会計事務所向けに管理文書ファイルの保存用機器として、ファイルサーバーの取り扱いを開始したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

①地方公共団体事業部門における売上高は7,724百万円（前期比4.0%減）、営業利益は723百万円（前期比53.1%減）となりました。

②コンピューター・サービス売上高は、前期比6.2%増となりました。これは「新世代TASクラウド」「証明書コンビニ交付システム」などのユーザー数の伸展に伴い、利用料が増加したことによるものです。

③ソフトウェア売上高は、前期比26.3%減となりました。これは、前期実施したマイナンバー制度の開始に伴うシステム改修など、大規模な法改正対応案件が当期はなかったことによるものです。

④コンサルティング・サービス売上高は、前期比9.5%減となりました。これは前期にあった地方税電子申告審査サービスの審査システム更改に伴う売り上げが当期ではなかったことによるものです。

⑤ハードウェア売上高は、前期比127.2%増となりました。これはマイナンバー制度の開始に伴う情報セキュリティー体制の強化（市町村の情報セキュリティー強靱化対策）が求められたことにより、サーバーやネットワーク機器等の販売台数が増加したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

①印刷事業部門における売上高は1,850百万円（前期比3.8%増）、営業利益は33百万円（前期比74.8%増）となりました。

②データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比3.9%増となりました。これは官公庁、外郭団体からの大口入札物件の受注、および民間企業の大口径DMの獲得によるものです。

③ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.2%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退が続いていることによるものです。

4. 全社に関わる重要な事項

(1) カスタマーサポートセンター（CSC）の建設

平成30年4月の業務開始を目指して、栃木県鹿沼市において新しいオフィスビル「カスタマーサポートセンター」の建設に着手しました。これは、これまでTKC会員事務所が行っていた関与先からのシステムに関する問い合わせ対応などを当社が代行する、「TKCシステムまいサポート」の拠点とするものです。当社システムを利用する関与先へのサポート体制を強化することで、TKC会員事務所が安心して自計化に取り組める環境を作ります。

これに伴い、これまで100名の体制で実施してきた電話対応業務を、平成30年3月までに順次300名まで増員する予定です。

5. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、お客さまである税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

(1) TKC全国会の運動について

① TKC全国会の運動方針

TKC全国会では、平成26年1月に開催した「TKC全国会政策発表会」において、その事業目的に「中小企業の存続・発展の支援」を新たに加えるとともに、その実現に向けた積極的な取り組みを行っています。

その第1ステージ（平成26年1月～平成28年12月）では、「TKC会員事務所の総合力の強化と会員数の拡大」をテーマとして積極的な運動を行ってきました。

平成29年1月からは、平成30年12月までを第2ステージとして以下の重点運動テーマを設定し、その実現に向けた積極的な取り組みを行っています。

●重点運動1：三大テーマに取り組み、社会的な役割を全うしよう！

1) 「中小会計要領」に準拠した信頼性の高い決算書の作成と金融機関等への普及・啓発

2) 「書面添付」の推進（租税法主義に立脚した税理士業務の遂行）

3) 「自計化」の推進（中小企業の存続・発展支援）

●重点運動2：事務所総合力を発揮し、高付加価値体制を構築しよう！

関与先企業等に対して、地域金融機関等と連携して、以下の3点を積極的に展開する。

1) 「TKCモニタリング情報サービス」

2) 「経営改善支援」

3) 「創業」「事業承継」「海外展開支援」等

こうしたTKC全国会の運動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社ではその運動を支援し、中小企業の存続と発展に役立つコンピューター・サービス、ソフトウェアなどの開発・提供に積極的に取り組んでいます。

(2) TKC全国会の重点運動を支援する活動について

TKC全国会の運動を支援するため、「TKC方式による自計化推進（FXシリーズの推進）」「優良関与先の離脱防止（FX4クラウドの推進）」「会員導入（TKC全国会への入会促進）」「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）の利用促進」を重点活動テーマとして積極的な活動を行っています。

① TKC方式による自計化推進（FXシリーズの推進）

TKC会員事務所が自立的に「TKC方式による自計化推進」ができるよう、約1,500のTKC会員事務所に対して「自計化推進会議」の開催を支援しています。この会議では、FXシリーズの機能強化に関する情報提供やその活用方法に関する研修、推進事例の情報共有等を行っています。これを継続的に開催している事務所ではFXシリーズの導入社数の増加が顕著で、前期比137.7%の実績となっています。

こうした活動の結果、FXシリーズのユーザー数は、平成29年3月31日現在で約24万社となりました。

② 優良関与先の離脱防止（FX4クラウドの推進）

1) TKC会員の優良関与先の離脱防止と関与先拡大を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」を提供しています。

当第2四半期においては、これまで実施してきた「銀行信販データ受信機能の利用による経理事務の省力化」「他社業務システムとの仕訳連携による、経理業務の効率化」「部門別・階層別業績管理とマネジメント・レポート設計ツールの活用」を切り口とした活動に注力しました。

また、TKC会員事務所が関与先企業に対してFX4クラウドを推進できるようにするため、「FX4クラウドステップアップ研修会」や所内研修会を開催しています。こうした活動の結果、FX4クラウドのユーザー数は、平成29年3月31日現在で約9,900社となりました。

2) 企業グループに対する経営支援活動

TKC会員の関与先拡大支援とFXシリーズのユーザー拡大を目的として、フランチャイズチェーンやボランティアチェーン等の企業グループに対して、TKC会員事務所による経営指導とFXシリーズ等を利用したグループ全体の経営力強化を支援する活動を展開しています。

この一環として平成29年4月11日には、株式会社ロータスと提携し、TKC会員事務所による全日本ロータス同友会の加盟店への研修や個別相談などのコンサルティングを開始しました。

③ 「TKC会員事務所数1万超事務所」に向けた活動

TKC全国会では、平成29年9月末までにTKC会員事務所数を9,501以上とするための「プロジェクト9501」へ積極的に取り組んでいます。当社はその達成に向けてTKC全国会と緊密に連携して会員導入活動を行っています。

当第2四半期においては、前期に引き続きニューメンバーズフォーラム（平成28年11月）へ参加した未入会会計人に対する導入活動を行ったほか、以下の会計事務所経営セミナーを開催し、TKC全国会への入会を促進しました。

1) 中堅・大型未入会事務所向けに、TKCの最新システム（銀行信販データ受信機能、TKCモニタリング情報サービス、TKC証憑ストレージサービスなど）を活用した高付加価値経営をテーマとしたセミナー

2) 新規開業会計人向けに、関与先拡大と収益拡大をテーマとしたセミナー

3) 独立開業を予定している公認会計士向けに、成功する会計事務所のビジネスモデルを提案するセミナー

こうした活動の結果、TKC会員は平成29年3月31日現在で9,400事務所、1万1,000名となりました。

④ 税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）の促進

TKC会員事務所の生産性と業務品質の向上を目的として「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」を提供しています。

当第2四半期は「TKC方式による自計化ステップアップ研修会【運用編】事務所管理（OMS）」を開催し、152会計事務所178名が参加しています。

これらの活動の結果、OMSの利用事務所数は約6,600事務所となりました。

(3) FinTechへの取り組み

① 関与先企業向けFinTechサービス

平成28年6月にFXシリーズの新機能として提供を開始したTKC会員の関与先企業向けFinTechサービス「銀行信販データ受信機能」の利用促進に注力しています。

これは、全国で99%超の金融機関（法人口座）※のインターネットバンキングサービス等の取引データや主要なクレジットカードの明細を自動受信し、あらかじめ設定した仕訳ルールをもとに正確な仕訳を簡単に計上できるように支援する機能です。

中小企業における全仕訳の約40%（当社調べ）が預金取引に関わるものであること

から、当機能の利用が仕訳入力の省力化につながる点を訴求ポイントとしてFXシリーズの利用を促進しました。こうした活動の結果、平成29年3月31日現在で当機能の利用企業数は約1万2,000社となりました。

また、同機能のさらなる利便性向上を図るため、三菱東京UFJ銀行や常陽銀行とAPI連携に向けた取り組みを進めています。

※都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫

②金融機関向けFinTechサービス

平成28年10月に提供を開始した金融機関向けFinTechサービス「TKCモニタリング情報サービス」の利用拡大に注力しています。

これは、TKC会員事務所が行う月次巡回監査によりその真実性、実在性、網羅性が確認され、TKCインターネット・サービスセンターに保管された財務データを、TKC会員事務所が関与先からの依頼に基づいて金融機関に提供するサービスです。当サービスで提供される月次試算表や決算書等の信頼性の高さが金融機関から評価され、中京銀行の融資商品「太鼓判」では当サービスの利用が金利優遇の要件になるなど、その活用が全国の金融機関に広がっています。

当第2四半期においては、全国のTKC地域会と金融機関によるサービスの活用に関する協議会の開催を支援してその普及促進を行いました。その結果、当サービスは平成29年3月31日現在で約220金融機関に採用され、170金融機関で財務データの受け入れが開始されています。

(4)「サービス等生産性向上IT導入支援事業」を活用した推進活動

経済産業省が平成29年1月27日から申請の受け付けを開始した「サービス等生産性向上IT導入支援事業」は、「中小企業・小規模事業者等がITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助することで、中小企業・小規模事業者等の生産性の向上を図る」ことを目的とした制度です。

当社ではこれを機会として、TKC会員事務所に対して当事業を活用したFXシリーズやOMS等の利用促進を提案するとともに、具体的な申請方法等に関する情報提供を行いました。

(5)「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い計算書類の作成を支援する」ための活動

①「記帳適時性証明書」の発行

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として記帳適時性証明書を発行しています。これは、過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、TKC会員が毎月、関与先企業に向向いて、正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

この記帳適時性証明書は全国の金融機関から高く評価され、三菱東京UFJ銀行の融資商品「極め」をはじめ、商工組合中央金庫など多くの金融機関において融資や金利優遇の判断にこれを用いる融資商品が提供されています。

②中小会計要領の普及のための支援活動

TKC全国会では、関与先企業が会計業務を行うに当たって準拠すべき会計基準として「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）を推奨しています。この中小会計要領は、「自社の経営状況把握に役立つ会計」「利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計」「会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計」「中小企業に過重な負担を課さない会計」の考えに沿って作成されたものです。平成24

年8月には、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の5省から公表された告示により、中小企業経営力強化支援法に基づいて認定された経営革新等支援機関（税理士、金融機関等）は、中小会計要領（または中小企業の会計に関する指針）の利用を推奨することとなっています。

当社はその普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、諸環境の整備と他の中小企業支援団体との連携を継続的に推進しています。

(6)大企業市場への展開

TKCシステムの活用により、上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務の合理化に貢献するとともに、これらの企業をTKC会員の関与先とするため積極的に活動しています。

当社は、大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム[eCA-DRIVER]、連結納税システム[eConsoliTax]、税効果会計システム[eTaxEffect]、法人電子申告システム[A S P 1000R]、統合型会計情報システム[FX5]、電子申告システム[e-TAXシリーズ]、固定資産管理システム[FAManager]、証憑ストレージサービス[TDS]、海外ビジネスモニター[OBMonitor]ほか）を推進しています。

当第2四半期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成29年3月31日現在の会員数は約1,240名）と連携して、財務省主税局担当者を講師に迎え「税制改正」について解説する大規模なセミナーや、「最新の会計制度の動向」「経理業務の生産性向上」などをテーマとしたセミナー、TKC全国会海外展開支援研究会（平成29年3月31日現在の会員数は約500名）と連携して「海外子会社の不正の予防と発見」をテーマとしたセミナーを開催しました。また、当社システムのユーザーに対しては、単体申告や連結納税、税効果会計など、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かし、サービスの多重化・複数システムの推進を実施しました。

こうした活動の結果、TKC連結グループソリューションのユーザー数は、平成29年3月31日現在で約2,500企業グループ（約1万7,500社）となり、日本の上場企業の売上トップ100社のうち75%を超える企業に採用されています。なお、これらの企業に対しては、800名を超えるTKC会員にシステムコンサルタントとして就任いただいています。

(7)法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる判例等と当社独自ルートでの収集判例等に加え、その件数は28万1,000件超（平成29年3月31日現在）と、日本最大の収録数となっています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には90万4,000件超の文献情報、50の「専門誌等データベース」との連動など、収録情報総数は235万件を超え、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成29年3月31日現在で1万6,600超の機関に利用されています。

当第2四半期においては、TKCローライブラリーの実務に役立つコンテンツを顧客別にパッケージ化（法律事務所向け「法律事務所パック」、企業法務向け「企業法務パック」）することで、アピールを強化し販売促進に注力しています。また、提携先である労働開発研究会と共同開発した労働法関連ポータルサイト「労働法EX+」を平成29年3月から提供し、今後、労働法学会研究会会員向けおよびTKCローライブラリーのオプションコンテンツとして新たな販路での利用拡大を目指しています。

アカデミック市場では、「TKC法科大学院教育支援システム」を利用している67校の法科大学院に対し、その利用を基盤とした学習支援プログラムを提案し、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」へ応募ができるよう支援しています。また、このシステムには学生の自学自習を支援する演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）と、「学習支援NAV」「判例学習ドリル」を有し、これらを活用して司法試験に向けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能が評価され、その利用者は年々拡大しています。

なお、「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売については、韓国や台湾、中国をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成29年3月31日現在で60件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

6. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 市区町村向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、全国の市区町村を対象とした「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは、住民向けサービスおよび基幹系・庁内情報系の各種業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されています。

特に、TASKクラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）する単一のパッケージシステムであり、国が推進する「自治体クラウド」のモデルとしても注目されています。平成29年3月31日現在、当社サービスを採用しているのは全国約130団体となっています。

当第2四半期においては、平成29年7月から試行運用を開始する国・地方間での情報連携に向けて基幹系業務（住基・税・福祉など）システム「新世代TASKクラウド（番号制度対応版）」※の機能強化に取り組んだほか、顧客団体における総合運用テストなど対応準備を支援しました。また、全ての顧客団体が情報連携へスムーズに対応できるよう、新規受注団体とは別に前シリーズ（TASK、NETシステム）を利用する約120団体の新世代TASKクラウドへの移行作業を進め、平成29年1月上旬に全団体のシステム切り替えを完了しました。これに伴い、当社の全ての顧客団体で同一のシステム（新世代TASKクラウド）が稼働しています。これは他社には例のない取り組みです。

※「新世代TASKクラウド（番号制度対応版）」は、TASKクラウドサービスの基幹業務システムのブランド名です。

(2) 住民向けクラウドサービスの拡充

平成28年9月に発出された、総務大臣通知「マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について（依頼）」を受け、「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」サービスの導入を検討する団体が急増しています。

当社では、これを実現するシステムとして「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして

数多くの稼働実績を持つことから、政令指定都市を含め全国から引き合いが相次ぎ、TASKクラウド証明書コンビニ交付システムは平成29年3月31日現在で56団体に採用されています。

(3) 地方税の電子申告への対応

一般社団法人地方税電子化協議会の認定委託先事業者として、同会が運営する地方税電子申告・電子納税のサービスをクラウド方式で提供するとともに、各団体が運用する税務システムとのデータ連携サービスを独自に開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国46社のシステム・ベンダーとともに提案活動を展開しており、現在「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」は、全都道府県・市区町村の約4割にあたる720団体（平成29年3月31日現在）に採用されています。

また、税務業務の効率化とコスト削減に加え、最近では紙媒体に起因する情報漏えいの防止策としても「TASKクラウド課税資料イメージ管理サービス」に対する注目度が高まっており、平成29年3月31日現在で80団体超に採用されています。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

市区町村では、原則として平成29年度までに現行の「現金主義会計」（単式簿記）を補完する仕組みとして「発生主義会計」（複式簿記）を整備し、これを活用した財務書類などを作成・開示することが求められています。

当社では、これに対応した「TASKクラウド公会計システム」とその関連システム「TASKクラウド固定資産管理システム」を提供しています。当第2四半期においては、TASKクラウド公会計システムの機能として、新たに財務書類（貸借対照表と行政コスト計算書）の活用機能を開発し、提供を開始しました。また、特許技術による“精度の高い自動仕訳”を実現するなど、システムの使いやすさが認められ、TASKクラウド公会計システムは平成29年3月31日現在で150団体超に採用されています。

(5) その他、法律および制度改正等への対応

国・地方間の情報連携に加え、社会的な個人情報保護意識の高まりなどに対応し、関連するシステムの機能追加を図りました。

また、平成28年10月1日付で新商品企画推進室を発足し、ここを中心としてマイナンバーカードやマイナポータルなど新たな社会インフラを活用した電子行政サービスなどについて調査・研究、開発を進めました。

その取り組みの一環として国が推進する「民間事業者におけるマイナンバーカードの活用」で第1号となる総務大臣認定を受け、3月10日付で告示されました。今夏から「セキュリティレベルへの入室権限の認証・許可」「個人情報を取り扱う端末の利用権限の認証・許可」での活用を開始する予定です。今後、お客さまへのサービス展開を行うことも視野に入れた利活用の実証に取り組みます。

7. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、一般的にビジネス帳票の需要が減少傾向にあるものの、当第2四半期においては大手顧客からの定期的な帳票受注があり、小幅な減少にとどまりました。

データプリントサービス分野では、官公庁等の大口物件、民間企業からのDM物件、また請求書、通知書業務などのビジネス・プロセス・アウトソーシング定期案件の受注が堅調に推移し、前期比3.8%増の売上高となりました。

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

期 別 科 目	当中間期末 (平成29年3月31日現在)	前 期 末 (平成28年9月30日現在)
	金 額	金 額
(資 産 の 部)		
流 動 資 産	28,607	29,554
現金及び預金	16,713	19,552
受取手形及び売掛金	8,518	6,335
たな卸資産	537	631
その他	2,874	3,069
貸倒引当金	△ 36	△ 36
固 定 資 産	54,322	51,562
有 形 固 定 資 産	16,005	14,906
建物及び構築物(純額)	6,642	6,554
土地	6,922	6,607
その他(純額)	2,441	1,743
無 形 固 定 資 産	3,627	3,712
投 資 そ の 他 の 資 産	34,688	32,943
投資有価証券	23,413	20,216
長期預金	6,000	7,000
差入保証金	1,304	1,303
その他	3,971	4,422
資 産 合 計	82,929	81,116

(単位：百万円)

期 別 科 目	当中間期末 (平成29年3月31日現在)	前 期 末 (平成28年9月30日現在)
	金 額	金 額
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	12,302	13,419
買掛金	3,426	2,602
短期借入金	151	111
未払金	3,025	4,191
未払法人税等	1,716	2,203
賞与引当金	2,792	2,853
その他	1,189	1,457
固 定 負 債	3,207	3,140
長期借入金	259	295
退職給付に係る負債	1,665	1,583
その他	1,282	1,261
負 債 合 計	15,509	16,559
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	65,395	63,374
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,419
利益剰余金	54,845	52,606
自己株式	△ 558	△ 350
その他の包括利益累計額	492	△ 339
その他有価証券評価差額金	492	△ 339
新 株 予 約 権	178	176
非 支 配 株 主 持 分	1,353	1,345
純 資 産 合 計	67,419	64,556
負 債 純 資 産 合 計	82,929	81,116

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

期 別 科 目	当中間期 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)	前中間期 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)
	金 額	金 額
売上高	30,207	29,708
売上原価	10,936	10,469
売上総利益	19,271	19,238
販売費及び一般管理費	14,512	14,051
営業利益	4,758	5,187
営業外収益	114	92
受取利息	15	19
受取配当金	50	23
保険配当金	11	17
受取地代家賃	20	18
持分法による投資利益	3	—
その他	12	13
営業外費用	2	28
支払利息	2	3
為替差損	0	—
持分法による投資損失	—	25
その他	0	0
経常利益	4,870	5,251
特別利益	23	10
固定資産売却益	0	10
資産除去債務戻入益	23	—
特別損失	0	25
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	0	24
税金等調整前四半期純利益	4,893	5,236
法人税、住民税及び事業税	1,573	2,025
法人税等調整額	0	△ 155
法人税等合計	1,574	1,869
四半期純利益	3,318	3,366
非支配株主に帰属する四半期純利益	12	2
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,306	3,364

中間連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)

(単位：百万円)

期 別 科 目	当中間期 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)	前中間期 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,897	3,247
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,350	△ 3,814
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,386	△ 1,037
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 2,839	△ 1,604
現金及び現金同等物の期首残高	16,552	16,619
現金及び現金同等物の四半期末残高	13,713	15,014

会社概要

1. 商号 株式会社TKC
2. 英文社名 TKC Corporation
3. 本店所在地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設立年月日 昭和41年10月22日
5. 資本金 57億円
6. 発行済株式の総数 26,731,033株
7. 従業員数 連結：2,510名／個別：2,200名
8. ホームページアドレス <http://www.tkc.jp/>
9. 主要な事業所

栃木本社（本店）	栃木県宇都宮市
東京本社	東京都新宿区
システム開発研究所	栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター	栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	
北海道	北海道札幌市
東北	宮城県仙台市
栃木	栃木県宇都宮市
東京	東京都練馬区
中部	愛知県春日井市
関西	大阪府茨木市
中四国	岡山県岡山市
九州	福岡県古賀市
沖縄	沖縄県那覇市
統括センター（4拠点）	
東日本	埼玉県さいたま市
首都圏	東京都新宿区
近畿中部	大阪府大阪市
西日本	岡山県岡山市
SCGサービスセンター（56拠点）	
地方公共団体事業部地域営業所（11拠点）	
サプライ事業部支社（2拠点）	

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東京ラインプリンタ印刷株式会社	100百万円	55.0%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売

役員 の 状 況

名誉会長

役 員

代表取締役 社長執行役員

代表取締役 副社長執行役員

代表取締役 専務執行役員

取 締 役 常務執行役員

取 締 役 常務執行役員

取 締 役 執行役員

取 締 役 執行役員

取 締 役 執行役員

取 締 役 執行役員

社外取締役

社外取締役

常勤監査役

常勤監査役

社外監査役

社外監査役

飯 塚 真 玄

角 一 幸

岩 田 仁

飯 塚 真 規

伊 藤 まこと 誠

湯 澤 まさお 夫

魚 谷 ひとし 司

飛 鷹 さとし 聡

中 村 ひろし 浩

五十嵐 やすお 生

芦 川 ひろし 士

田 口 みさお 操

飯 田 まさたか 孝

宮 下 つねお 夫

松 本 けん 二

高 島 よしき 樹

株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711 (フリーダイヤル)
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。 電話番号：0120-782-031 (フリーダイヤル)
9. 買取・買増の手数料 以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数又は買い増した単元未満株式の数で按分した金額(算式)
1株当たりの買取価格又は1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち
100万円以下の金額につき 1.150%
(注) 1単元当たりの算定額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。
10. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社(上記6.郵便物送付先・電話照会先)にお申出ください。
11. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をなされる株主様は大切に保管ください。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
12. 株主様のご住所・お名前に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構(ほふり)が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

特別口座の口座管理機関変更のお知らせ

平成29年8月1日より、特別口座の口座管理機関を三井住友信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更いたします。特別口座に管理されている株式につきましては、株式を市場で取引することができないなど、ご不便をきたすことがございますので、特別口座から証券会社等の口座への振り替えのお手続きをお願いします。

お手続き方法の詳細につきましては、平成29年8月1日以降、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行(電話番号：0120-232-711 フリーダイヤル)へお問い合わせください。